

## 育児休業期間中の保険料免除の取り扱いについて

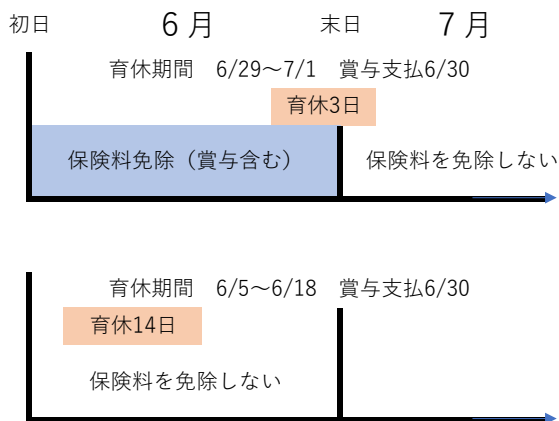
育児休業期間中の保険料は、育児休業を開始した日の属する月から育児休業が終了した日の翌日が属する月の前月分までの保険料が免除となります。

保険料は月末時点で休業中、または1月の内14日以上休業でその月の保険料が免除となります。

ただし、賞与にかかる保険料は連続して1月を超える休業が必要であり、必ず月末を含むことになります。育休期間に月末が含まれた月に支払われた賞与にかかる保険料が免除となります。

### 【改正前】

令和4年9月30日まで



### 【改正後】

令和4年10月1日から

